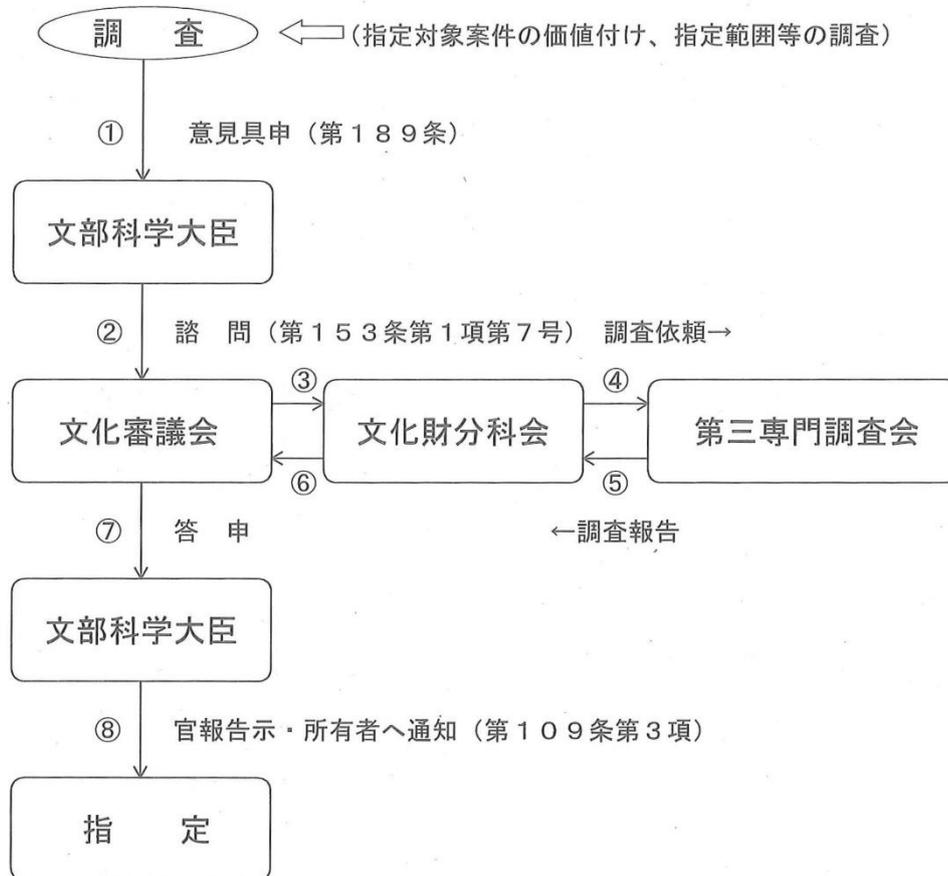


## ○史跡名勝天然記念物指定の手續（文化財保護法上の手續）



\* 令和元年6月4日記念物保護行政担当者会議資料より（県文化財課提供）

①：意見具申書で年数の掛かるもの（4～5年）

（1）学術的評価報告書の作成（梶山城跡調査整備検討委員との合同調査）

- a. 縄張り図にみる城郭史評価（破壊後の再作成が必要か、都城市側の縄張り評価）
- b. 発掘調査成果（報告書作成）
- c. 文献史料からの調査

（2）地形測量図作成の業務委託（国庫補助を使い2～3年）

（3）地権者の指定同意書取得（教育委員会）

（4）保存整備計画の概要作成

②～⑧：指定までは年数不明

⇒指定後、町が公社から購入（国庫補助8割）⇒保存整備事業へ

- ・梶山城跡保存整備委員会の設立
- ・保存整備計画のコンサル依頼等